

埼玉県公安委員会規程第3号

射撃指導員に関する規程を次のように定める。

平成29年2月22日

埼玉県公安委員会委員長

射撃指導員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第9条の3に規定する射撃指導員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 埼玉県公安委員会は、法第9条の3第1項の規定により射撃指導員を指定するものと
する。

(資格者証)

第3条 射撃指導員には、射撃指導員資格者証（別記様式。以下「資格者証」という。）を貸
与するものとする。

2 射撃指導員が指導を行う際には、資格者証を携帯し、関係者から要求があったときには、
これを提示しなければならない。

3 射撃指導員がその身分を失ったときは、資格者証を返納させるものとする。

(委任)

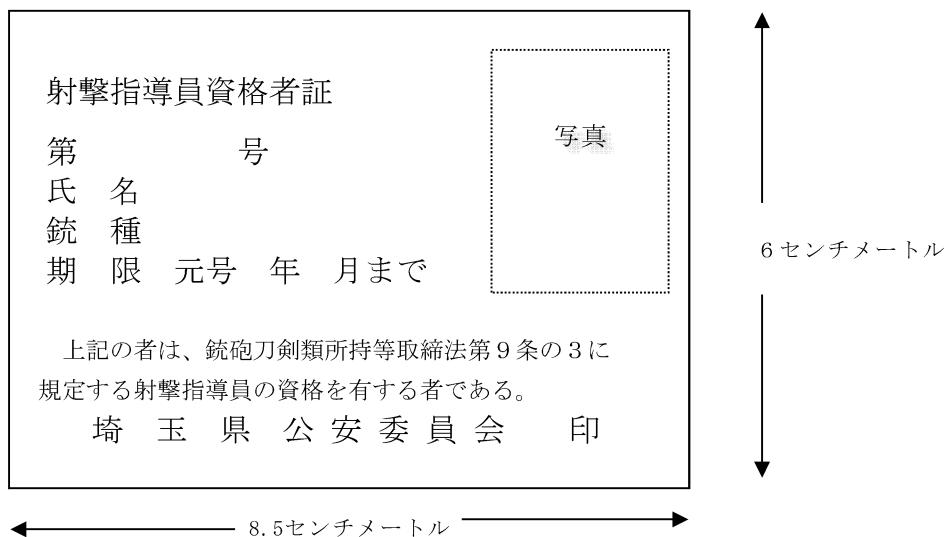
第4条 射撃指導員の運営に関し必要な事項については、埼玉県警察本部長が定めるものとす
る。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

別記様式（第3条関係）

(表面)



(裏面)

